

第9期

芦別市高齢者保健福祉計画 芦別市介護保険事業計画

(計画期間:令和6年度～令和8年度)

概要版



令和6年3月

芦別市

1 計画策定の背景

(1) 策定の趣旨

本市では、令和3(2021)年3月に「第8期芦別市高齢者保健福祉計画・芦別市介護保険事業計画」を策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』の実現に向けた取組を推進してきました。

こうした中、“団塊の世代”が75歳以上となる令和7(2025)年をまもなく迎えます。今後は市の総人口に占める割合が高くなる75歳以上人口、さらには85歳以上人口への支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえ、社会状況の変化を踏まえつつ、まちの将来像の実現のため、高齢者保健福祉施策全般の推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを趣旨として、『第9期芦別市高齢者保健福祉計画・芦別市介護保険事業計画』を策定します。

(2) 計画策定の根拠

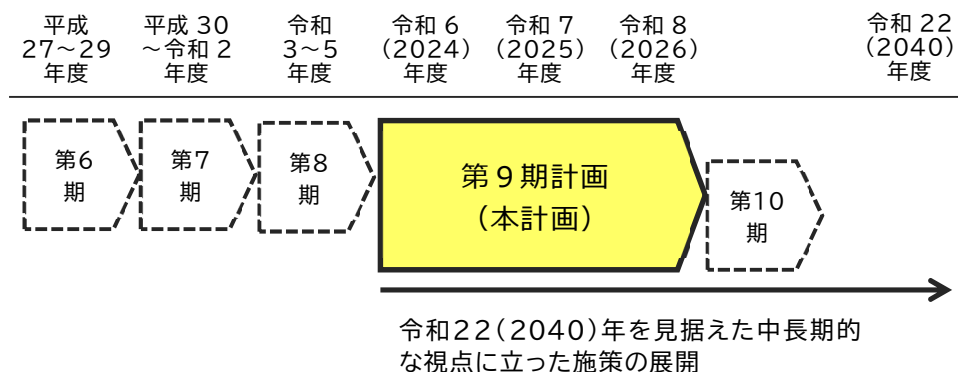
高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「老人福祉計画」に基づき策定するものです。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定する「介護保険事業計画」に基づき策定するものです。

本計画は、本市における高齢者の福祉・介護施策の推進と介護保険事業の円滑な運営を図ることを目的に「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

(3) 計画の期間

本計画は令和6(2024)年度を初年度とし、令和8(2026)年度を目標年度とする3か年計画です。

なお、国や北海道による施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。



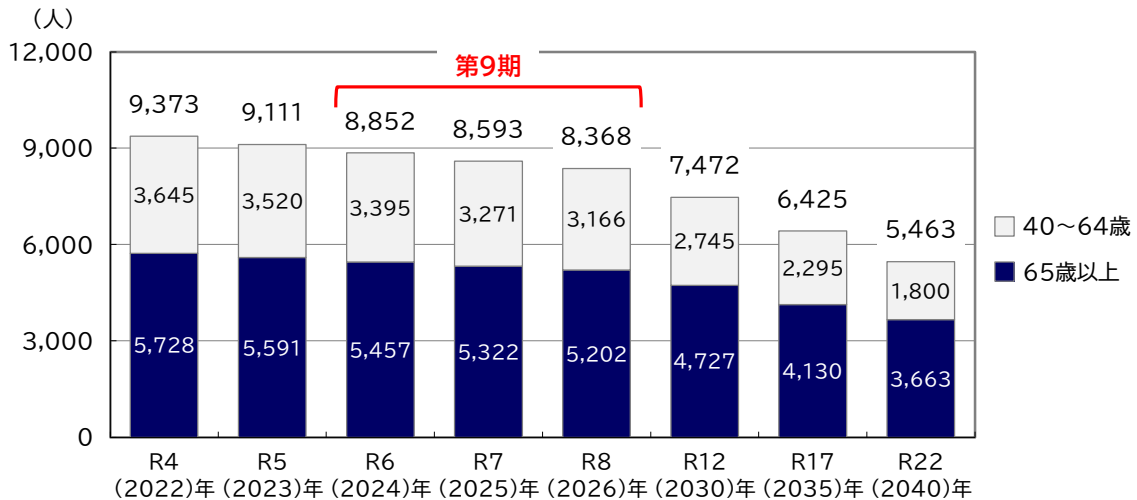
2 40～64 歳、65 歳以上人口等の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所による国勢調査結果を用いた人口推計によると、本計画の最終年度（令和 8（2026）年度）に 40～64 歳人口（第 2 号被保険者）は 3,166 人に、65 歳以上人口（第 1 号被保険者）は 5,202 人になると推計されています。

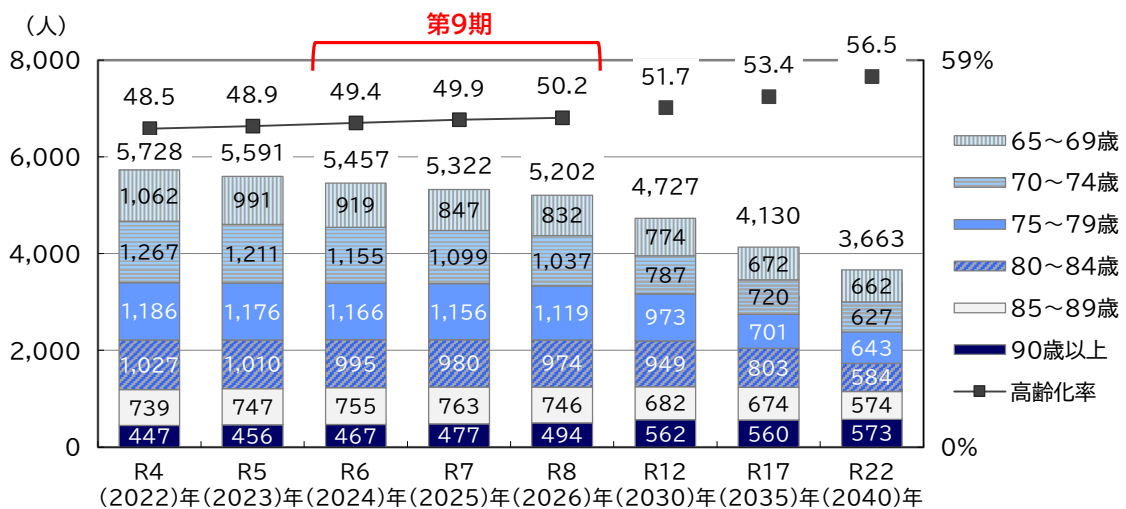
65 歳以上人口は緩やかに減少していきますが、75 歳以上人口は令和 12（2030）年頃まで横ばいで移行していきます。総人口が減少する中、少子高齢化がより進行することにより、高齢化率は令和 8（2026）年には 50.2%、令和 22（2040）年には 56.5%に達することが予想されています。

また、これまでの実績をもとに算出した要介護認定者数は、しばらく横ばい傾向が続き、本計画期間の令和 6（2024）年は 1,155 人、令和 7（2025）年は 1,160 人、令和 8（2026）年は 1,150 人になると推計されています。

40～64 歳、65 歳以上人口の推計結果

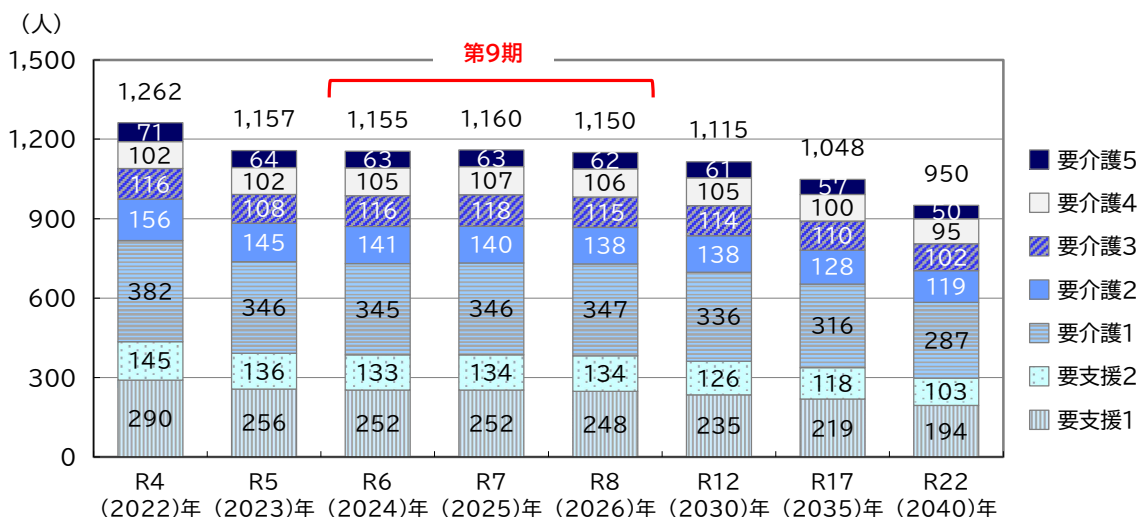


65 歳以上人口の推計結果



※国立社会保障・人口問題研究所による国勢調査結果を用いた推計結果

要介護認定者数の推計結果



※地域包括ケア「見える化」システムによる推計

3 基本理念と地域の将来像

これまで本市では、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の基本理念を『地域全体で支え合い、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくり』と定めてきました。本計画においても、この基本理念を継承し、介護サービスの充実とともに、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を行っていきます。

また、地域共生社会（高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な社会）を視野に入れた取組も重要となっています。

基本理念

地域全体で支え合い、住み慣れた地域で自分らしく
安心して暮らせるまちづくり

【地域の将来像】

社会活動に参加しながら、心身ともに健やかにいきいきと暮らせるまち
地域住民が主役となり、誰もが世代を超えて支え合い、安心して暮らせるまち

4 施策の体系

第9期計画における施策の体系については、以下のように定めます。

基本理念	基本目標	基本施策
<p>地域全体で支え合い、住み慣れた地域で自分らしく 安心して暮らせるまちづくり</p>	<p>1 健康づくりと 介護予防・生きがい づくりの推進</p>	<p>(1)健康づくりと介護予防の推進 (2)生きがいづくりの推進</p>
	<p>2 地域で安心して 暮らすための サービスの充実</p>	<p>(1)地域包括ケアシステムの深化・推進 (2)介護保険サービスの充実 (3)認知症施策の推進 (4)在宅医療・介護連携等の推進 (5)高齢者を地域で支える体制づくり (6)住まいの改修・整備</p>
	<p>3 安全・安心な 暮らしの確保</p>	<p>(1)権利擁護の推進 (2)災害・感染症に対する備えの強化</p>

5 基本施策

基本目標1 健康づくりと介護予防・生きがいつくりの推進

(1) 健康づくりと介護予防の推進

市民一人ひとりが主体となって、自らの健康を守ることができるよう、健康に関する知識を広く市民と共有するとともに、定期的な検（健）診など市民の健康状態を向上させる取組を引き続き行っていきます。

また、高齢者が生きがいを持って暮らすことのできるまちづくりのため、介護予防事業との連携を進め、高齢者が自立して暮らしていくことのできる環境を整えていきます。

(2) 生きがいつくりの推進

高齢者自らが積極的に社会に関与し、実際に活動していくことで、高齢者だけではなく、地域全体の活性化にもつながります。

よって、高齢者の社会参加と交流の場を提供するとともに、年齢を超えた交流を促進していきます。

基本目標2 地域で安心して暮らすためのサービスの充実

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムを深化・推進させ、高齢者が自身の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

また、要介護(要支援)状態となることへの予防や悪化を防止するための自立支援・介護予防に関する普及啓発、地域ケア会議における多職種連携強化による取組を進めます。

(2) 介護保険サービスの充実

在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスのバランスがとれた介護サービスの提供体制を整備し、住み慣れた地域や家庭で、それぞれの身体状況や生活環境に応じた十分なサービスを選択して利用できるようにしていきます。

また、介護保険サービスを必要とする市民を、適切に介護認定した上で調整し、事業者が必要とするサービスを提供できる環境を整えていきます。

(3) 認知症施策の推進

認知症への正しい理解を深めてもらえるような啓発活動とともに、認知症の予防に向けた取組や認知症の早期発見・早期対応を図るなど、個人の状態に応じた適切な支援に取り組みます。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、認知症高齢者を介護する家族に対するサポートの充実など、地域の見守り等も含めた切れ目のない支援体制を構築します。

(4) 在宅医療・介護連携等の推進

入院による急性期の治療から、リハビリテーションを含めた退院後の在宅療養に円滑に移行し、切れ目のない適切な医療・介護の提供ができるよう、医療機関や介護サービス事業所との協力・連携を強化していきます。

(5) 高齢者を地域で支える体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、除雪や給食など日常生活を送る上で欠かせない部分について、必要に応じてサービスを提供します。

また、お互いが支え合う地域共生社会の実現に向けて、核となる拠点やその運営体制などの仕組みづくりについて検討を進めていきます。

(6) 住まいの改修・整備

在宅高齢者の生活の質の維持・向上を図るため、住宅のバリアフリー化などの支援を実施していきます。

また、在宅生活が困難な高齢者などの多様なニーズの把握に努め、民間事業者による住まいや施設の整備が進むよう働きかけていきます。

基本目標3 安全・安心な暮らしの確保

(1) 権利擁護の推進

住み慣れた地域で尊厳ある生活を送ることができるよう、高齢者虐待の早期発見と対応のための地域及び関係機関とのネットワークの強化や、権利擁護に関する適切な情報提供や専門的・継続的な視点からの支援を行います。

(2) 災害・感染症に対する備えの強化

災害時避難行動要支援者対策として、高齢者が安全に避難できるための支援体制を整備するとともに、介護事業所等における災害時を想定したあらゆる備えなど、対応の強化を図るよう支援を行います。

また、日頃からの感染症に対する備えが重要となっていることから、関係機関と連携して感染症の拡大予防や集団感染を想定した対策の強化に取り組みます。

6 第1号被保険者の介護保険料率

所得段階区分による介護保険料

所得段階	所得段階の内容	基準額に対する割合	第9期(R6～8年度)	
			月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.455 (0.285)	2,047円 (1,282円)	24,564円 (15,384円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上120万円以下	0.685 (0.485)	3,082円 (2,182円)	36,984円 (26,184円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.69 (0.685)	3,105円 (3,082円)	37,260円 (36,984円)
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	4,050円	48,600円
第5段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	4,500円	54,000円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	1.20	5,400円	64,800円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	5,850円	70,200円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	6,750円	81,000円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.70	7,650円	91,800円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.90	8,550円	102,600円
第11段階	本人が市民税課税、合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.10	9,450円	11,340円
第12段階	本人が市民税課税、合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.30	10,350円	124,200円
第13段階	本人が市民税課税、合計所得金額が720万円以上	2.40	10,800円	129,600円

※ () は、公費投入による軽減後の数値

第9期芦別市高齢者保健福祉計画・芦別市介護保険事業計画(概要版)

■発行 芦別市

〒075-8711 北海道芦別市北1条東1丁目3番地

電話 0124-27-7367 (介護保険係)

0124-27-7752 (高齢者支援係)

0124-27-7705 (地域包括支援係)

FAX 0124-22-9696